



福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。

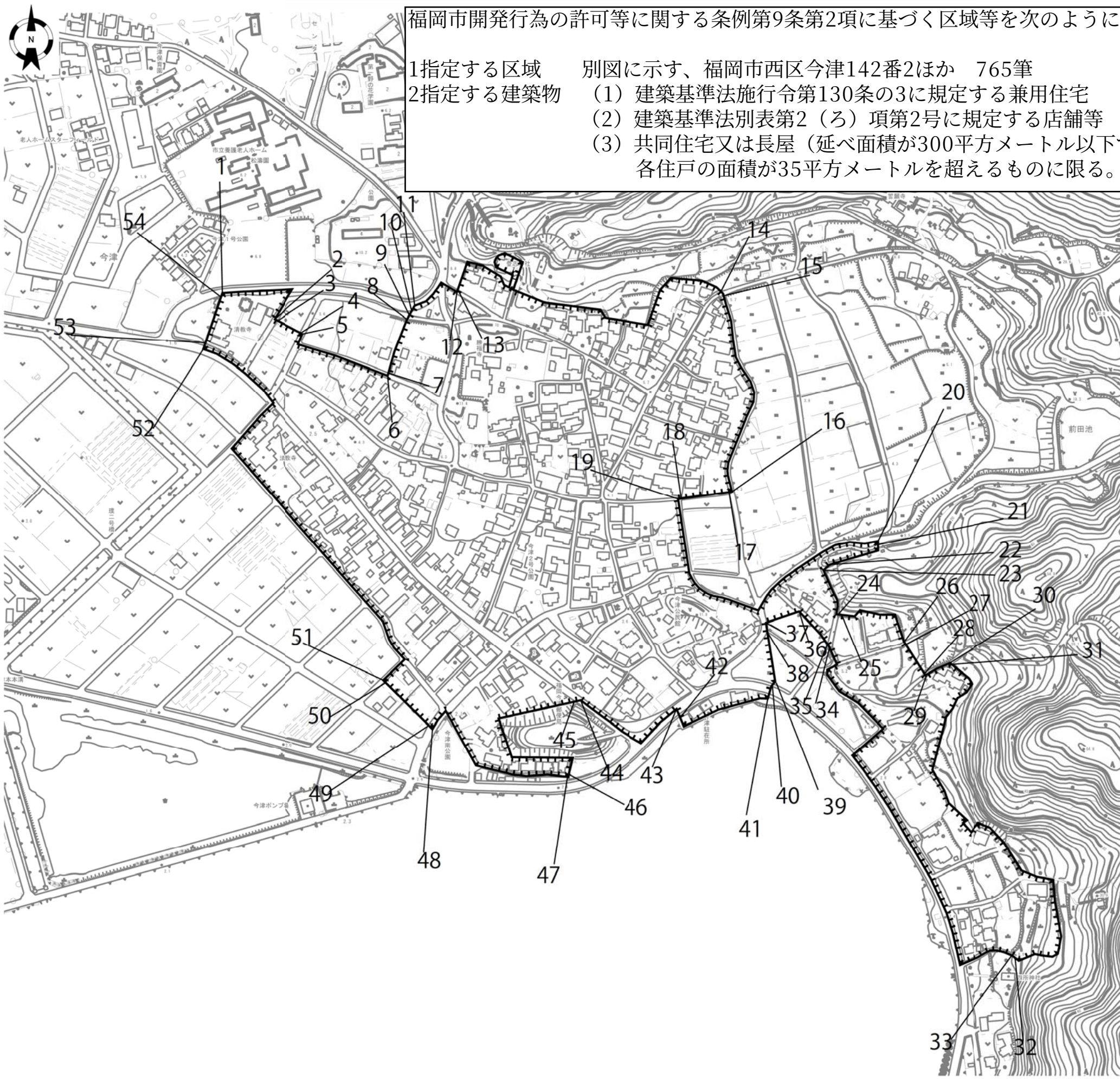
1指定する区域 別図に示す、福岡市西区今津142番2ほか 765筆

2指定する建築物 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅
(2) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に規定する店舗等
(3) 共同住宅又は長屋(延べ面積が300平方メートル以下であって、各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。)

別 図
(区域指定の区域図)

以下の区域については、区域から除外する。

①災害危険区域
②土砂災害警戒区域
③地すべり防止区域
④急傾斜地崩壊危険区域
⑤浸水被害防止区域
⑥浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や浸水により、住民の生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(想定浸水深3m以上)



境界説明表	
区 分	説 明
1～2	道路中心
2～3	見通し界(3～4延長)
3～4	地番界
4～5	見通し界(3～4延長)
5～6	道路中心
6～7	見通し界(7～8延長)
7～8	地番界
8～9	見通し界
9～10	地番界
10～11	見通し界(9～10延長)
11～12	道路中心
12～13	見通し界(13～14延長)
13～14	地番界
14～15	見通し界(13～14延長)
15～16	道路中心
16～17	見通し界(17～18延長)
17～18	地番界
18～19	見通し界(17～18延長)
19～20	道路中心
20～21	見通し界(21～22延長)
21～22	地番界
22～23	見通し界(21～22延長)
23～24	道路中心
24～25	見通し界(25～26延長)
25～26	地番界

境界説明表	
区 分	説 明
26～27	見通し界
27～28	地番界
28～29	見通し界(27～28延長)
29～30	道路中心
30～31	見通し界(31～32延長)
31～32	地番界
32～33	見通し界(31～32延長)
33～34	道路中心
34～35	見通し界(35～36延長)
35～36	地番界
36～37	見通し界
37～38	地番界
38～39	見通し界
39～40	地番界
40～41	見通し界
41～42	地番界
42～43	見通し界(41～42延長)
43～44	道路中心
44～45	見通し界(45～46延長)
45～46	地番界
46～47	見通し界(45～46延長)
47～48	道路中心
48～49	見通し界(49～50延長)
49～50	地番界
50～51	見通し界(49～50延長)
51～52	道路中心
52～53	見通し界(53～54延長)
53～54	地番界
54～1	見通し界(53～54延長)